

開発事業等に関する技術基準

1 目的

この開発事業等に関する技術基準は、鯖江市開発事業等に関する指導要綱第7条により、都市計画法に定めるほか本市の実情を考慮して、開発事業等に関し必要な事項を定めるものである。

2 街区計画

街区の規模は、地形、予定建築物の種類、宅地規模により適正に定めること。形状は、原則として長方形またはこれに近い形とすること。

3 宅地造成

(1) 造成計画

- ① 造成にあたっては、自然環境に配慮し、土地の形質の変更を最小限にとどめること。
- ② 景観を考慮し、法面の緑化を行い、切土、盛土の法面は極力緩やかにすること。

(2) 造成工事

- ① 造成工事にあたっては、トラック、ブルドーザなどの重機による粉塵、騒音および振動等の公害防止に努めることとし、土砂の運搬等により路面を汚さないようにすること。
- ② 盛土材料は、造成工事においては、アスファルトやコンクリートなどの建設廃材、ごみ、竹木、草根、鉋物等の害物を用いないこと。
- ③ 造成工事等において、既設公共施設を損傷した場合には、原因者において復旧すること。

4 道路

(1) 道路計画

- ① 開発区域内に都市計画道路等の計画があるときは、それに適合するように計画すること。また、区域周辺の道路との関連を重視した道路計画とすること。
- ② 道路の交差は、直角またはそれに近い角度とする。
- ③ 区画道路の交差点の隅切り長は福井県土木部都市計画課の「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き」のとおりとする。
- ④ 区画道路は、できる限り通過交通の用に供されないよう計画すること。
- ⑤ 電柱・消火栓およびゴミ収集施設については宅地内(道路有効幅員外)に設置すること。

(2) 道路幅員

道路幅員は、次表に定める規定値以上とすること。

道路幅員		規定値
種別		
住宅用の開発	有効幅員	6 m
住宅用以外開発	有効幅員	9 m

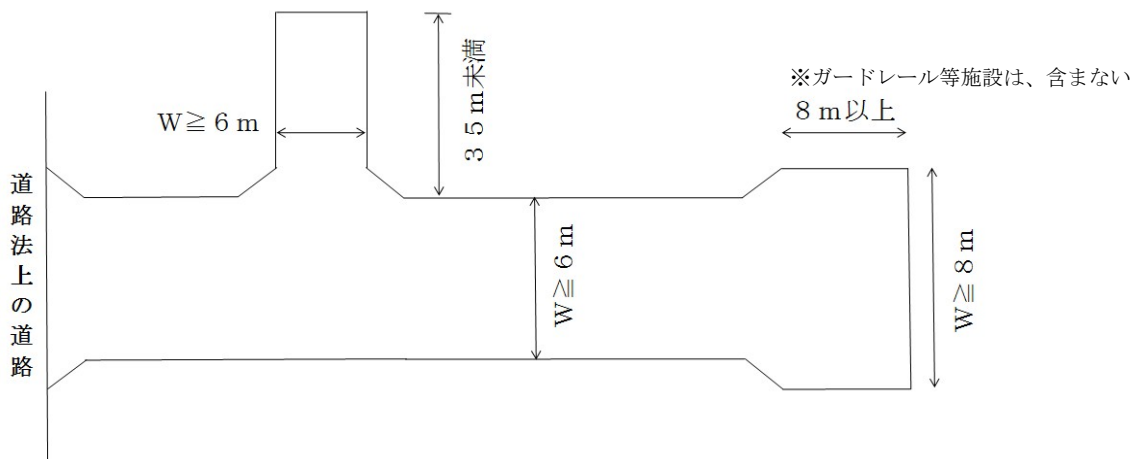
(3) 道路構造

- ① 道路はアスファルトまたはコンクリートで舗装すること。設計・施工については、アスファルト舗装要綱またはコンクリート舗装要綱によること。
- ② 道路の縦断勾配は、6%以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、9%以下とすることができる。
- ③ 道路の横断勾配は、2.0%を標準とすること。
- ④ 道路は袋路状（その一端のみが、他の道路に接続したものをいう。以下同じ。）でないこと。ただし、土地区画整理の施行区域外の開発事業で、当該道路が次の基準に適合する場合はこの限りでない。

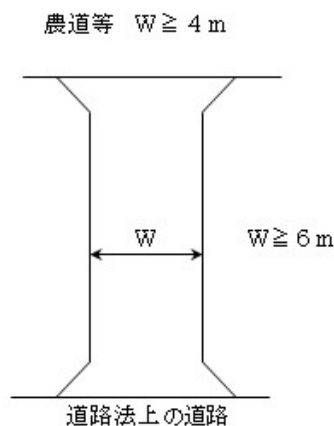
ア) 幅員が6m以上の道で、終端に自動車の転回広場を設けた場合。ただし、開発区域内の計画道路に接続する幅員が6m以上、延長35m未満の道路については転回広場の設置について、この限りでない。（図-1参照）

イ) 幅員が6m以上の道で、終端が通行可能な農道等の公共的施設に接続している場合。（図-2参照）

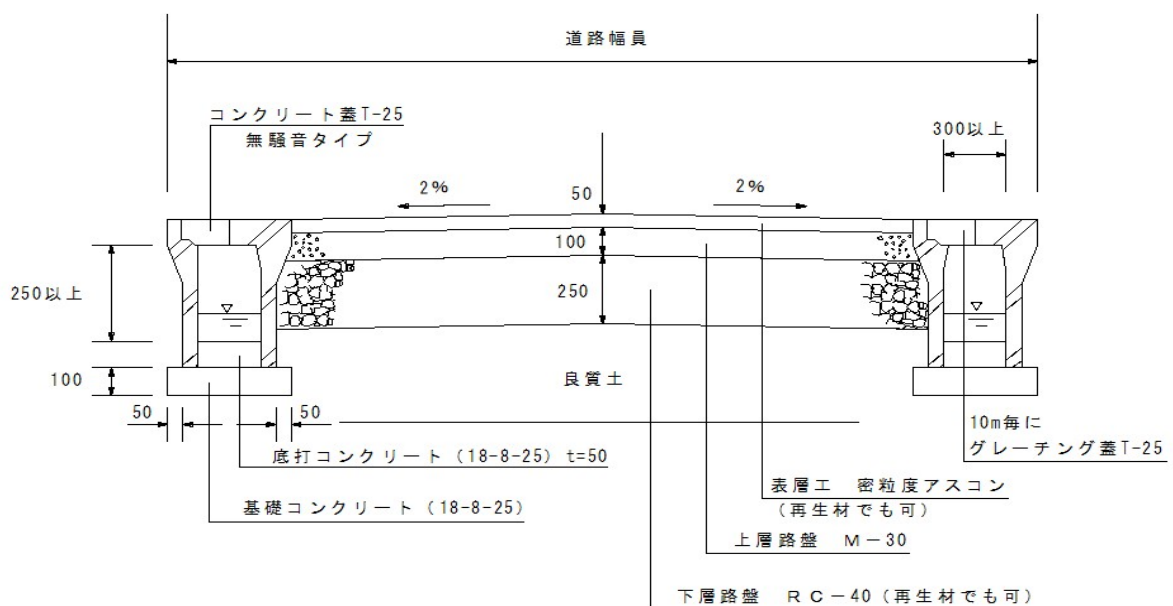
(図-1)



(図-2)



- ⑤ 道路の両側には、側溝（最小断面30cmとする。）を設けること。また、必要に応じて横断側溝を設けること。
- ⑥ 道路の側溝には、すべて蓋（無騒音タイプ）を布設すること。この場合において側溝には、10mに1枚以上グレーチングを布設すること。また、横断側溝には全部グレーチング（ボルト固定）を布設すること。
- ⑦ 既設用水路等より乗り入れのための覆蓋・床版橋を設置する場合は道路面より上げないこと。
- ⑧ 道路の断面は下図を標準とするが、必要に応じて舗装構成や水路の流下能力の検討を行うこと。



※側溝底勾配は3/1,000以上とすること。

※道路横断側溝は被覆タイプとしグレーチングはボルト固定とする。

(4) 管理区分

鯖江市開発事業等に関する指導要綱に基づき開発した道路については、その道路用地を無償で市に寄付した後、次の条件を付して市が管理するものとする。

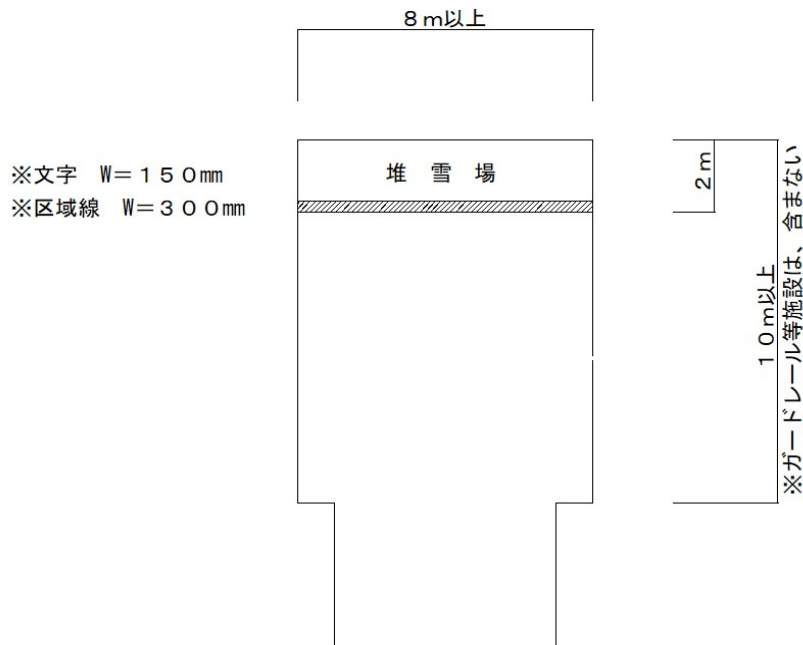
(条件)

袋路状道路については、原則として除雪は行わないものとする。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない。

- ① 道路正面に除雪の障害となる工作物等がない場合。(排水路等があり除雪に支障がない場合)
- ② 道路正面が公共空地でない場合は、転回広場の形状を下図のとおりとし、終端部2mは堆雪場として車庫などの出入口ができないよう徹底すること。なお、下図のとおり明示し、土地購入者（終端部以外の土地購入者も含む）に周知すること。

開発区域内の計画道路に接続する幅員が6 m以上延長3.5 m未満の道路の場合も堆雪場は設置すること。

※宅建業法に規定する重要事項説明書にこのことを明記し、購入者に周知すること。



(5) その他

- ① 上下水道管等の占用が考えられる場合は、事前に協議し、道路引渡し時に占用申請および施工写真を提出のこと。
- ② 上・下水道の宅地への引込みは、舗装前に施工し、完了後の道路掘削はしないこと。
- ③ 駐車場設置による市道乗入れについては、全面乗入れは行わないこと。出入口については、事前に道路管理者と協議すること。

5 公園、緑地、広場（開発用途が住宅の場合で開発面積が3,000 m²以上）

(1) 公園等の配置

利用者の安全を図るため高圧線下、土砂崩れの恐れある箇所等には原則として配置しないこと。

(2) 公園等の規模

開発区域の3%以上の面積を確保すること。ただし、管理、利用の面から、原則として90 m²未満の公園を設置することはできない。

(3) 公園等の構造

- ① 形状は、有効に利用しうる形状であること。
 - ア) 原則として2辺以上が道路に接するように配置すること。
 - イ) 敷地に関して、道路に接する1辺の最小長を6.0 mとすること。
- ② 出入口は、公園内において段差のない構造とすること。スロープを整備する場合には身

体障害者等が利用できる構造とすること。

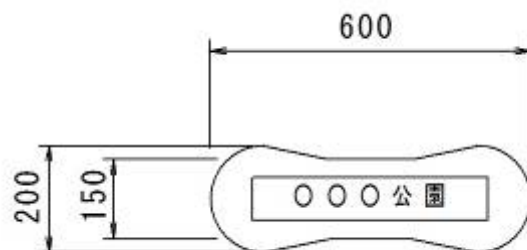
- ③ 公園施設として休憩施設を設けること。なお、容易に移動できない構造とすること。また、腐食・腐朽しにくい材質を使用すること。
- ④ 利用者の安全のため公園周りに柵（縦格子タイプでH＝0.8 m以上の景観色（茶色系）とする。）を設け、出入口は原則として2箇所以上とし、車止め（鍵付）を設置すること。また、鍵は指定のものとする。
- ⑤ 雨水等を有効に排出するための施設を設け、表土が外へ流れ出さないように措置を講ずること。また、公園内に関して表層15 cm以上は良質土（砂質土系）で仕上げ、下層20 cmを砕石等で仕上げること。
- ⑥ 公園施設は、ライフサイクルコストを考慮したものであること。
- ⑦ 植栽は、公園の規模や付近の環境、維持管理の方法等を考慮した樹木を選定すること。（公園管理者と必ず協議を行うこと。）

(4) 公園等の管理

- ① 遊具および照明等を設置する場合は、住民の方が維持管理可能なように努めること。
- ② 地係に公園里親制度の同意を得ること。（様式第1号）

(5) その他

- ① 完成検査前に、公園台帳および位置図、平面図を提出すること。
- ② 公園内に電柱等の占用物がある場合は、占用申請を行うこと。
- ③ 公園名を表示した下図の指定看板を設置すること。



（単位：mm）

6 給水施設

(1) 水道施設の設置基準について

- ① 水道施設については、最寄りの既設鯖江市上水道施設から受水すること。
- ② 当該開発行為によって整備される水道施設に関しては、想定される需要量に対して支障なく供給できる能力を持った水道施設とし、かつ隣接する既設給水区域に当該開発区域を取り込んで想定される需要量に対しても、支障なく給水できる能力を持った水道施設とすること。その能力を確保するために既設水道施設の管径を増径することが必要な場合は、既設水道施設の増径も行うこと。これら新規水道施設の整備および既設水道施設の改築に伴う既設給水管の切替え工事も同時に行うこと。

(2) 水道施設の設計施工について

水道施設の設計および施工は、鯖江市水道事業給水条例、水道施設設計指針、鯖江市上水道

工事基準に基づき都市整備部上下水道課で行う。申請者は開発事業の許可を受けた後、設計期間および業者決定までの期間を十分見込み、都市整備部上下水道課に設計依頼書を提出すること。

ただし、直接施工を希望する場合はその旨を申し出て「開発事業等に伴う水道施設設置について申請者が直接施工を希望する場合の指針」（以下、「直接施工を希望する場合の指針」という。）に基づき申請書等を都市整備部上下水道課に提出すること。（様式第2号、第3号）

(3) 水道施設の工事の施工および経費について

① 水道施設の工事は、都市整備部上下水道課で行う。ただし、直接施工の場合は「直接施工を希望する場合の指針」に基づき工事を行う。

② 当該工事にかかる経費（工事費、事務費等）は、全て申請者の負担とし予納すること。完成後に清算を行う。

(4) 水道施設の譲渡および維持管理について

① 都市整備部上下水道課へ委託施工した水道管等の所有権は上下水道課が保有し、公道部分に埋設した給水装置の管理は、無条件、無償で鯖江市へ譲渡すること。

② 直接施工により施工した水道施設および公道部分に埋設した給水装置の所有権および管理を無条件、無償で鯖江市へ譲渡すること。（様式第4号）

③ 譲渡後の維持管理は上下水道課で行う。

④ 道路等の管理者から掘削等を無条件で承諾する同意書を得て提出すること。

(5) 水道管の材質について

水道管の材質は、φ75以上は耐震継手GX型ダクタイル鋳鉄管を原則使用し、φ50は配水用ポリエチレン管（HPPE）とし、φ50未満に関しては耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）を使用すること。

(6) その他

① 施工に際しては、既設給水者の給水を妨げないようにし、本管布設の際に給水復旧すること。

② 他に埋設物がある場合は、事前に配管計画図等を提出し協議のこと。

③ 完成後には完成図を提出すること。

④ 消火栓を設置する場合は、原則として地上式消火栓（不凍・打倒式）とする。

7 排水施設

(1) 排水計画

開発区域の規模、地形、予定建築物の用途および降雨量から想定される汚水および雨水を有効に排水できるものとし、次に掲げる各事項を遵守すること。なお、鯖江市公共下水道の認可区域で宅地開発をするものは、都市整備部上下水道課と十分協議し、管路計画ほか鯖江市公共下水道計画と整合を図り、施工すること。

① 放流する河川、水路等の管理者、水利権者との協議が整っていること。

② 開発事業等に伴い、計画汚水、雨水（計算書添付）の排水により既存の放流先の河川、水路等が溢水のおそれのあるときは、下記のどちらかの措置を講じること。

ア) 河川、水路等の改修を行うこと。

イ) 放流先の排水能力により、やむを得ない場合には、開発区域内に一時雨水を貯留する調整池、遊水池を設けること。

- ③ 雨水流出量算定式は、合理式を使用し、確率年を5年とした降雨強度を福井県統一式(日野川中流)にて計算すること。ただし、流入時間は、7分とする。
- ④ 汚水管渠にあつては、100%の余裕を見込むものとし、雨水渠にあつては、原則として開渠とし、20%の余裕を見込むこと。ただし、やむを得ない場合は暗渠とし、10%の余裕を見込むものとする。
- ⑤ 流量については、円形管はクッター式、短形渠はマニング式で計算を行うこと。
- ⑥ 流速は、下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い次第に緩くなるようにすること。ただし、汚水管渠では汚物が沈殿しないよう計画下水量に対して最小流速を0.6m/secとし、また、流速が大きく管渠を損傷しないよう最大流速を3.0m/secとする。また、雨水函渠においては、汚水と比較して沈殿物の比重が大きいため最小流速を0.8m/secとし、最大流速は汚水と同じく3.0m/secとする。
- ⑦ その他の基準は、公共下水道に関する諸基準等(参考資料2)を準拠するものとする。

(2) 合併浄化槽の設置

公共下水道の認可区域外および、農業集落排水事業の区域外では、生活排水対策として、合併浄化槽を設置するなどして、水質汚濁負荷の軽減に積極的に努めること。

8 ごみ収集施設

可燃ごみステーションについては30~40世帯に1箇所、資源ごみステーションについては50~70世帯に1箇所の基準でごみステーションの設置を認めているが、新たに設置する場合は道路幅員5m以上でゴミ収集車が横付けでき、かつ通り抜けができる道路に面した場所に設置すること。

この基準に適合しない場合は、開発区域の区長と協議し同意を得て、最寄りのステーションを共用すること。この場合、事業者は地元区と十分に協議調整を行い、地元区民と新居区民が協力して円滑にごみステーションの環境美化が図れるように努めること。

いずれの場合も新居区民には鯖江市のごみ分別方法の周知徹底をすること。

9 交通安全施設等

(1) 街路灯

夜間の交通事故防止と防犯のための街路灯について、地係区長に確認を行い、要請を受けた場合は設置に協力すること。

① 設置基準

開発区域およびこれと連絡する通学路等も含め、概ね50m間隔を標準とする。なお、開発区域内は街区の構成により適切に配置するものとする。

② 設置場所

北電柱・NTT柱共架または専用柱を設け設置する。

③ 設置街路灯

10WLED灯または40WLED灯とする。ただし、40WLED灯は主要道路交差点等、特に必要な箇所とする。

④ 設置協議および維持管理

ア) 設置場所については、地係区長および北陸電力等と十分協議を行い設置すること。

イ) 設置後の維持管理について、地係区長と十分協議を行うこと。

(2) 交通安全施設および防護施設

開発区域内およびその周辺の道路が次の各号に該当する場合は、道路構造令（昭和45年政令第320号）第31条による「交通安全施設」および同令第33条による「防護施設」を設置するものとする。

① 道路が崖面または河川・鉄道等に接している所

② 道路が屈曲している所

③ 歩行者・通行車両および住民の安全のために必要とする所

なお、設置施設の種類については鯖江市と協議の上決定し、鯖江市指定のものを使用すること。

10 消防水利

消防水利は、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設および同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいい、細部は、この指導要綱によるほか「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）による。

消防水利の配置は、市街地にあつては消防水利を中心として半径100m、準市街地にあつては半径120m、その他の地域にあつては半径140mの円を描き、この円に隙間がないように設置すること。

(1) 消火栓

① 消火栓は、原則として地上式消火栓（不凍・打倒式）とする。

② 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、原則として直径150mm以上の管に取付けられていなければならない。ただし、管網の一边が180m以下となるように配置されている場合は、75mm以上とすることができる。

③ ②に関わらず、解析および実測により、取水可能水量が毎分1m³以上であると認められるときは、管の直径を75mm以上とすることができる。この場合において、消火栓の位置その他の消防水利の状況を勘案し、地域の実情に応じた消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならない。

(2) 防火水槽

防火水槽は、原則として消防防災施設整備費補助金交付要綱の規定に適合する耐震性能を有した二次製品で、常時貯水量が40m³以上のものとし、設置については鯖江・丹生消防組合と協議するものとする。

(3) 開発区域面積による基準

① 3,000m²以上5,000m²未満の開発では、防火水槽または消火栓を設置すること。

- ② 5,000㎡以上の開発では、防火水槽および消火栓を設置すること。
- ③ 消火栓と消火栓以外の水利の配置割合は周囲の水利から半径140mの範囲内に最小限1個は防火水槽を配置すること。
- ④ 3,000㎡未満の開発であっても周辺の状況から判断し、鯖江・丹生消防組合が必要と認めるときは消火栓または防火水槽を設置すること。

(4) 管理

新たに設置された防火水槽等については、鯖江・丹生消防組合の完了検査を受け、検査後、鯖江・丹生消防組合に帰属するものとする。帰属後の維持管理は鯖江・丹生消防組合で行う。

ただし、開発区域内の私有地に設置する防火水槽は、原則として消防法第21条第1項に規定する指定消防水利とし、事業者において維持管理すること。

(5) その他

- ① 消防水利が2以上となる場合には、消火栓のみに遍することのないように考慮すること。
- ② 消防水利には、その施設の所在を明示する標識を設置すること。
- ③ 消防水利の標識および防火水槽のマンホールの蓋については、鯖江・丹生消防組合の指定品を使用すること。
- ④ 消火栓および標識は、原則として開発区域内に設置すること。(設置個所は分筆し公共用地にすること)
- ⑤ 完成後には、完成図書等を提出すること。
- ⑥ 消防ポンプ自動車等が容易に部署できるものであること。細部は、「消防水利の基準」による。また、その他の緊急車両(梯子車等)が進入、活動可能なスペースを確保すること。

1.1 その他

(1) 環境保全

工場等は、環境保全のため開発区域内の緑化計画を定め、緑地の確保とその保全に努めること。

(2) 景観

- ① 開発事業により生じた空き地等については、除草等適切な管理を行うために、事業者自らが管理基準等を定め、清潔保持に努めること。
- ② 事業者は、緑地協定・建築協定・地区計画等の制度を活用して、良好な住環境の形成に努めること。

(様式第1号)

同意書

公園の里親活動について下記のとおり同意します。

記

1 管理する公園

公園名：

位置図：別紙のとおり

2 里親の役割分担

(1) 活動内容

- ① 公園内の草刈、低木の剪定や清掃（空缶、吸殻等の散乱ゴミの回収）、公園内用地を利用した花壇整備など
- ② 情報提供(公園の破損等)

3 市の役割分担

- (1) 市民総合賠償補償保険への加入
- (2) 里親名を記した表示板の設置
- (3) 花苗、肥料等を現物支給
- (4) 公園の草刈作業・低木剪定作業に対する報償金支給

年 月 日

里親 住所 鯖江市

氏名

(様式第2号)

年 月 日

鯖江市長

殿

申請者

開発事業等に伴う水道施設工事直接施工申請書

下記の開発事業等区域における水道施設について直接工事施工したく申請します。

記

- | | | |
|-----------|-----|----------------|
| 1 開発場所 | 鯖江市 | 地係 |
| 2 開発面積 | | m ² |
| 3 宅地分譲数 | | 戸 |
| 4 工事施工業者名 | | |
| 5 現場代理人氏名 | | |
| 6 設計者氏名 | | |
| 7 予定工期 | 自 | 令和 年 月 日 |
| | 至 | 令和 年 月 日 |

添付書類 位置図、設計図書、申請者と施工業者の契約書（協定書）の写
誓約書（様式第3号）

(様式第3号)

誓約書

今回申請の水道施設工事施工にあたり「開発事業等に伴う水道施設設置について申請者が直接施工を希望する場合の指針」および「開発事業等に伴う水道施設工事直接施工承認書」の条件を厳守するとともに鯖江市都市整備部上下水道課の指示に従い信義をもって施工することを誓います。

年 月 日

鯖江市長

殿

申請者

施工業者

(様式第4号)

年 月 日

鯖江市長

殿

申請者

施工業者

開発事業等に伴う水道施設譲渡引渡し書

下記の開発事業等区域における水道施設について、完成引継ぎ検査に合格し、また、工事費用の弁済が完了しましたので、無条件、無償で譲渡引渡しいたします。

なお、引渡し後において鯖江市工事請負契約約款第57条の契約不適合責任期間等を準用することに同意します。

記

- | | | |
|-------------|--------------------|----|
| 1 開 発 場 所 | 鯖江市 | 地係 |
| 2 工 事 名 | 配水管布設（宅造〇〇－２〇〇号）工事 | |
| 3 水道施設工事費用額 | | |

参 考 資 料

- 1 道 路 に 関 す る 諸 基 準 等
- 2 公 共 下 水 道 に 関 す る 諸 基 準 等
- 3 農 業 集 落 排 水 施 設 に 関 す る 諸 基 準 等
- 4 優 良 宅 地 認 定 制 度 に つ い て
- 5 雨 水 流 出 抑 制 に つ い て
- 6 そ の 他

1 道路に関する諸基準等

1-1 市道認定基準

(目的)

第1条 この基準は鯖江市市道認定等委員会設置規定第2条により、路線の認定基準について必要な事項を定める。

(認定の基準)

第2条 市道として認定する道路は、次の各号に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 一般の交通の用に供されていること。
- (2) 幅員(天端幅)は原則として4.0m以上であること。ただし、市街地・集落密集地等で、極めて拡幅が困難なものについては、鯖江市市道認定等委員会の議を得たものとする。
- (3) 路線の両端が現存の公道に接続していること。ただし、公共的施設に連絡するものはこの限りでない。
- (4) 道路としての権限が取得可能で、事前に関係地主等の用地提供を約した書類を提出すること。
- (5) 市道の占用認可基準に適合しない物件が存しないこと。

2 前項に定めるもののほか、「開発事業等に関する技術基準」に適合する道路であること。

(同意書等)

第3条 農道を市道認定する場合は、地元土地改良区および農家組合等の同意書を徴するものとする。

附 則

この規定は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(開発事業等に関する技術基準条項追加)

この規定は、平成6年4月1日から施行する。

1-2 道路の位置の指定基準（福井県）

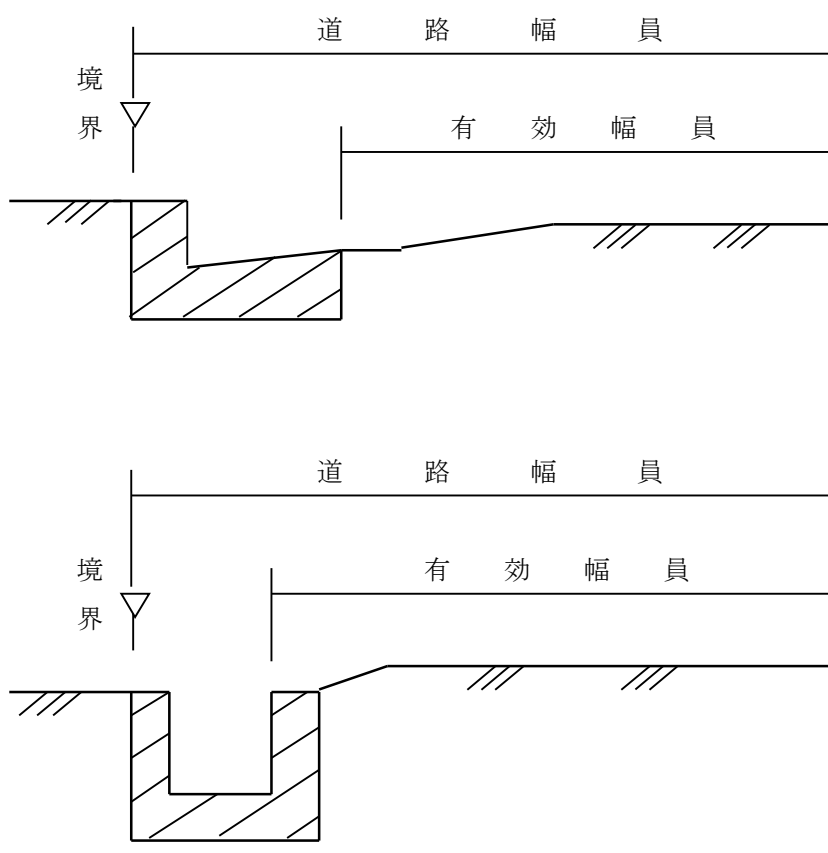
（目的）

この基準は、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に際し、建築基準法施行細則第13条第1項の規定に基づき必要な事項を定めるものである。

1 指定を受けようとする道の基準

(1) 最小幅員が有効4メートル以上あること。

なお、この基準中における幅員は次図によることとする。



(2) 両端が他の道路に接続するものであること。ただし、次のイからニまでの一に該当する場合には袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう）とすることができる。

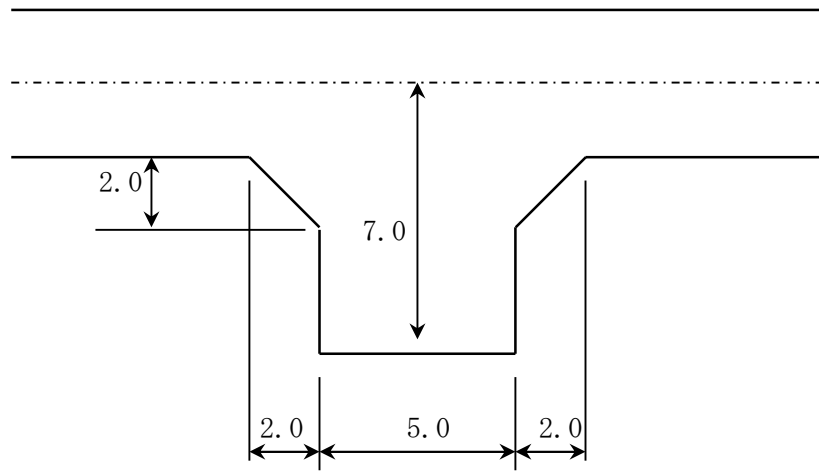
イ 終端が公園、広場、河川敷その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ロ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

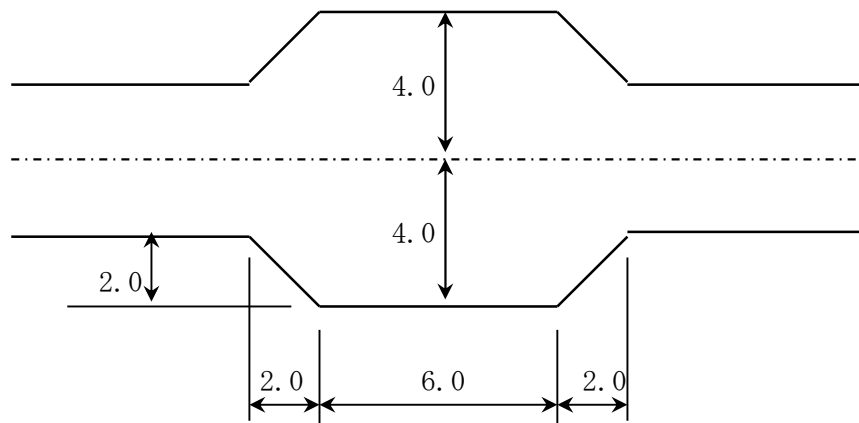
ハ 終端および区間35メートル以内ごとに自動車の転回広場（次図に示すものを標準とする。）を設けた場合

① 中間部転回広場

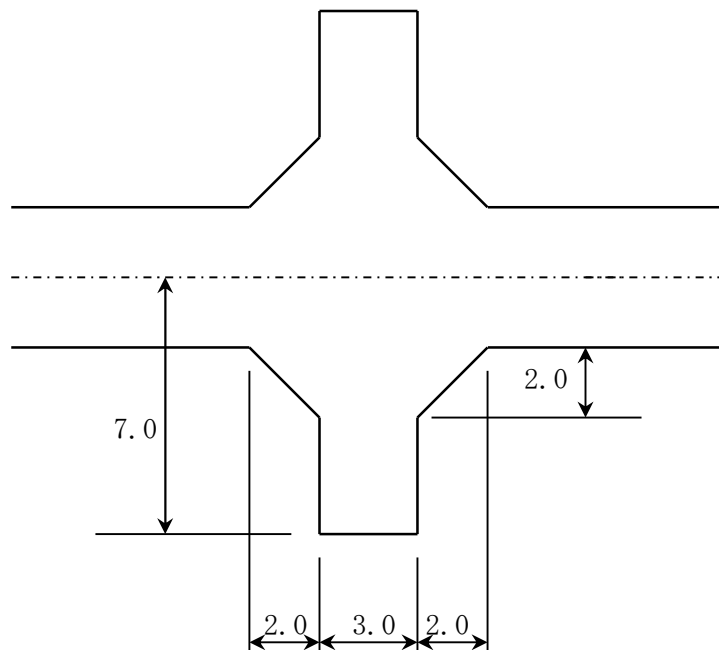
(イ)



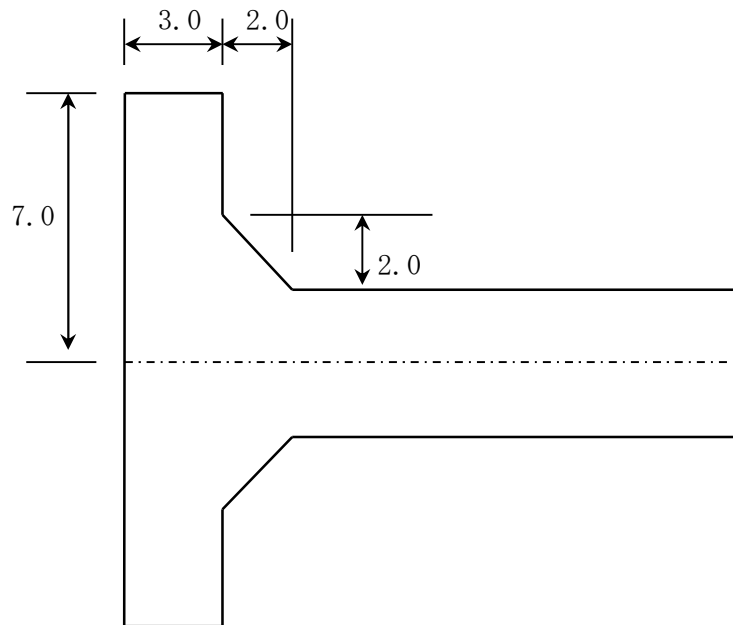
(ロ)



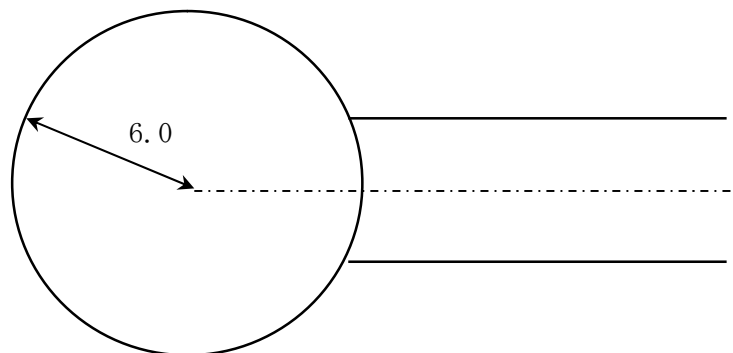
(ハ)



② 終端部転回広場
(イ)



(ロ)



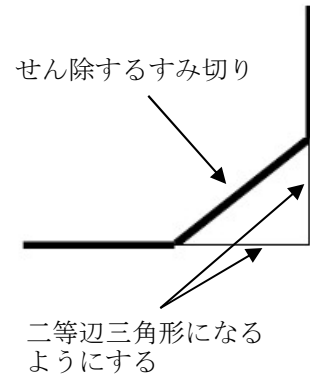
ニ 幅員が6メートル以上の場合

(3) 道が同一平面で交差し、もしくは接続し、または屈曲する箇所（交差、接続または屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、次の表に定めるすみ切りをせん除すること。ただし、周囲の状況によりやむを得ないまたはその必要がないと認められる場合においては、この限りでない。

表 すみ切りせん除標準 (m)

道路幅員	交差角	4 m以上 6 m未満	6 m以上 8 m未満	8 m以上
4 m以上 6 m未満	90度前後	3.0		
	60度前後	4.0		
6 m以上 8 m未満	90度前後	3.0	5.0	
	60度前後	4.0	6.0	
8 m以上	90度前後	3.0	5.0	5.0
	60度前後	4.0	6.0	6.0

表中のすみ切りせん除は
下図のとおり



- (4) 縦断勾配は、9パーセント以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り12パーセント以下とすることができる。
- (5) 階段状でないものであること。ただし、避難および通行の安全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。
- (6) 砂利敷きその他ぬかるみとならない構造であり、かつ雨水排水に必要な横断勾配が付されていること。
- (7) 道およびこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 指定を受けようとする道の表示

起点および終点には、位置の指定を受けた道路である旨を表示すること。

1－3 既設の位置指定道路の管理運用について

建築基準法第42条第1項第5号の規定による既設の位置指定道路の管理運用を下記のとおり定める。

記

1 市は、次の2および3の条件を満たしたものに限り、無償で寄付を受け所有権移転登記完了後、市道認定を行うものとする。

寄付申請については、様式「寄付採納について」を受領した後、申請者に対し、「寄付採納受領書」を送付する。

2 既設の位置指定道路は「鯖江市開発事業等に関する指導要綱」中の「開発事業等に関する技術基準」に適合し、かつ、次の条件を満たしていること。

(1) 既設位置指定道路は、両端もしくは片端が現在の公道に面していること。

(2) 袋小路道路については、原則として除雪は行わない。

ただし、終端部に自動車の転回広場があり、かつ、道路正面に除雪の障害となる工作物等がない場合は、この限りでない。

(3) 市道認定基準に適合していること。

ただし、「開発事業等に関する技術基準」の4 道路（2）道路幅員に準ずること。

3 既設位置指定の道路幅員および道路構造については、道路構造令に基づくものとする。

附 則

この運用は、平成6年4月1日から施行する。

駐車場設置による市道乗入れ事前協議

道路管理者

鯖江市長 殿

申請人 住所

氏名

このたび、駐車場（貸駐車場・営業用駐車場）を計画するにあたり、別添計画書のとおり、市道乗入れを計画していますので、下記のとおり事前に協議いたします。

記

- | | | | | | | |
|---|--------|-------|----|------------------------|---|---|
| 1 | 所在地 | 鯖江市 | 町 | 丁目 | 番 | 号 |
| 2 | 乗入れ市道名 | 市道 | 線 | | | |
| 3 | 乗入れ箇所数 | 箇所 | | | | |
| 4 | 駐車予定台数 | 台 | | | | |
| 5 | 添付書類 | 位置図 | 2部 | | | |
| | | 計画平面図 | 2部 | （駐車形態、乗入方法、周囲の道路状況を表示） | | |

※全面乗入れは計画しないこと。

上記の件について、下記のとおり協議をいたしました。

年 月 日

協議済確認 都市整備部 土木課長 ⑩

意見、指導内容

以上の協議により意見指導のとおり実施いたします。

申請人 氏名 ⑩

※次の場合は、別途承認申請が必要です。

- (1) 自動車の乗入れにより、歩道、道路側溝、水路および道路法面を使用する場合は、別途、工事着手前に道路工事承認が必要になります。（申請書は都市整備部土木課にあります。）
- (2) 水路に蓋掛等をする場合は、それぞれの水路管理者の同意書が必要です。

2 公共下水道に関する諸基準

2-1 公共下水道管理者以外の者の行う下水道工事に対する条件

(1) 目的

公共下水道の施設の工事または維持の適正化を図る。

(2) 対象

下水道法第16条に規定する工事または維持。

(3) 条件

- ① 鯖江市は分流式であるので、雨水を流入させないこと。
- ② 区域内の本管、取付管および汚水柵は全ての宅地を網羅すること。
- ③ 工事施工については申請者が管理監督すること。
- ④ 工事材料は、着工前に鯖江市の承諾を受けたものでなければ使用してはならない。
- ⑤ 工事目的物の所有権は、鯖江市が認めたものについては、完了検査合格後鯖江市に帰属するものとする。(工事写真、出来形管理図表等を提出すること。)
- ⑥ 鯖江市に帰属しない工事目的物は、申請者が維持管理すること。
- ⑦ 鯖江市は、帰属を受けた工事目的物について、鯖江市工事請負契約約款第57条の契約不適合責任期間等を準用する。
- ⑧ その他施工同意条件を遵守すること。

(4) 申請手続

鯖江市下水道条例第24条に規定する承認を受けること。

2-2 汚水管布設基準

- (1) 本管の最小管径は、公共下水道区域は $\phi 200$ mm、特定環境保全下水道区域は $\phi 150$ mmとし、管材は下水道用リブ付硬質塩化ビニル管(JSWASK-13)を使用する。
- (2) 本管の勾配は、原則として理想流速の $1.0 \sim 1.8$ m/s程度で決定するものとする。
- (3) 最小土被りを 1.2 mとし、本管の上下 10 cmを砕石基礎(RC-40)で施工する。埋戻し材は良質土を用いること。
- (4) マンホール内では 2 cm以上のステップを設置すること。
- (5) 本管の段差が 0.6 m以上のときは、副管を原則としてマンホールの内側に設けること。

2-3 マンホール設置基準

マンホールは次の各項を考慮して定めるものとする。

(1) 配置

- ① マンホールは、管渠の起点および方向、勾配、管径の変化する箇所、段差の生ずる箇所、管渠の会合する箇所に必ず設けるものとする。
- ② 管渠の直線部における最大間隔は 75 mを標準とする。

(2) 鉄蓋および受枠

鉄蓋および受枠は、鯖江市上下水道課の下水道用グラウンドマンホール性能規定書に基づくものとし、T-25除雪対応型とする。

(3) 組立マンホール

組立マンホールの種類および形状別用途は表一1のとおりとする。

円形マンホールはJ S W A S A-1 1規格のK・T I K-N 1とし、鯖江市上下水道課の仕様に基づくこと。また、内部底面に管の状況に応じたインバートを設けるものとする。

(4) 小型マンホール

原則として使用を認めない。

表一1 組立マンホールの種類および形状別用途

種類または呼び方	形状寸法	用途
1号マンホール	内径90cm円形	標準として用いる

2-4 取付管および汚水柵設置基準

取付管および汚水柵は、原則として1宅地1箇所の設置とする。

(1) 取付管

- ① 汚水管における取付管径はφ150mmとする。ただし、本管径がφ150mmの場合はφ100mmとする。管材は、下水道用硬質塩化ビニル管（J S W A S K-1）のプレーンエンド直管およびゴム輪受口タイプか下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管（Ⅱ類認定品）の直管および片受け管とする。
- ② 取付管は本管に対して直角かつ直線的に布設し、本管管頂120°以内に取り付けること。ただし、最上流部はマンホール接続とする。
- ③ 支管取付孔の中心間隔は本管軸方向に70cm以上開けること。
- ④ 取付管の布設勾配は10パーミリ以上とする。

(2) 汚水柵

- ① 汚水柵の設置位置は、官民境界から1m程度以内の民地内に設ける。
- ② 汚水柵の深さは、宅地の高さ、奥行き等を考慮して決めるものとする。
- ③ 汚水柵保護蓋（カバー、下柵）の構造・材質は鯖江市上下水道課の汚水柵保護蓋仕様書によるものとする。
- ④ 汚水柵の構造はφ200mmとし、立上りの管材は取付管と同種とし、底部は下水道用塩化ビニル製ます（J S W A S K-7）か硬質塩化ビニル製リサイクル三層公共ます（Ⅱ類認定品）とする。また、立上り部に保護マットを施すものとする。

3 農業集落排水施設に関する諸基準等

3-1 農業集落排水施設管理者以外の者の行う下水道工事に対する条件

(1) 目的

農業集落排水施設の工事または維持の適正化を図る。

(2) 対象

鯖江市農業集落排水処理施設の設置および管理に関する条例第17条に規定する工事または維持。

(3) 条件

- ① 処理施設能力容量に限度があるため、下水道接続できない場合もある。また、し尿および生活雑排水以外は排水できない。
- ② 鯖江市は分流式であるので、雨水を流入させないこと。
- ③ 区域内の本管、取付管および汚水柵は全ての宅地を網羅すること。
- ④ 工事施工については申請者が管理監督すること。
- ⑤ 工事材料は、着工前に鯖江市の承諾を受けたものでなければ使用してはならない。
- ⑥ 工事目的物の所有権は、鯖江市が認めたものについては、完了検査後鯖江市に帰属するものとする。(工事写真、出来形管理図表等を提出すること。)
- ⑦ 鯖江市に帰属しない工事目的物は、申請者が維持管理すること。
- ⑧ 鯖江市は、帰属を受けた工事目的物について、鯖江市工事請負契約約款第57条の契約不適合責任期間等を準用する。
- ⑨ その他施工同意条件を遵守すること。

(4) 申請手続

鯖江市農業集落排水処理施設の設置および管理に関する条例第17条に規定する承認を受けること。

3-2 汚水管布設基準

鯖江市農業集落排水事業の区域で宅地開発するものは、下記事項に留意して上下水道課と十分協議し、管路計画ほか鯖江市農業集落排水事業計画と整合を図り、施工すること。

(1) 計画

① 計画汚水量の決定

汚水量の算定は日平均汚水量270リットル/人・日とし、時間最大汚水量は780リットル/人・日とする。

② 管断面の余裕

管径は計画汚水量の100%の余裕を見込むものとする。

③ 管径

末端部でφ150mm、末端部以外でφ200mm以上とする。

(末端部とは10戸程度の家屋から集水する区間をいう。)

④ 流速と勾配

汚水管路内に汚物等が堆積しない流速が必要である。そのため流速は0.6 m/s以上とし、また、流速が大きく管渠を損傷しないよう最大流速を1.8 m/sとする。

(2) 種類および形状別用途

下水道管は、下水道用リブ付硬質塩化ビニル管（J S W A S K-13）によるものとし、鯖江市上下水道課の仕様に基づくこと。

3-3 マンホール設置基準

マンホールは次の各項を考慮して定めるものとする。

(1) 配置

① マンホールは、管渠の起点および方向、勾配、管径の変化する箇所、段差の生ずる箇所、管渠の会合する箇所に必ず設けるものとする。

② 管渠の直線部における最大間隔は7.5 mを標準とする。

(2) 鉄蓋および受枠

鉄蓋および受枠は、鯖江市上下水道課の下水道用グラウンドマンホール性能規定書に基づくものとし、T-25除雪対応型とする。

(3) 組立マンホール

組立マンホールの種類および形状別用途は表-1のとおりとする。

円形マンホールはJ S W A S A-11規格のK・T I K-N1とし、鯖江市上下水道課の仕様に基づくこと。また、内部底面に管の状況に応じたインバートを設けるものとする。

(4) 小型マンホール

原則として使用を認めない。

表-1 組立マンホールの種類および形状別用途

種類または呼び方	形状寸法	用途
1号マンホール	内径90cm円形	標準として用いる

3-4 取付管および汚水柵設置基準

(1) 取付管

① 汚水管における取付管径は、 $\phi 100$ mmとする。管材は、硬質塩化ビニル管を使用する。（強化プラスチック複合管にあっても、硬質塩化ビニル管に準ずる。）

② 取付管の本管取付け位置は、本管の流れに抵抗を生じさせないように、また取付管内に本管からの背水を受け、汚泥が沈殿して閉鎖の原因とならないよう、本管の中心線より上で取り付ける。

③ 取付管の布設は、最上流以外は本管に対し直角に布設し、本管取付部は本管に対して60°または90°とする。

④ 取付管の布設勾配は10パーミリ以上とする。

(2) 汚水枵

- ① 汚水枵の設置位置は、官民境界から1 m程度以内の民地内に設ける。
- ② 汚水枵の深さは、宅地の高さ、奥行き等を考慮して決めるものとする。
- ③ 汚水枵保護蓋（カバー、下枵）の構造・材質は鯖江市上下水道課の汚水枵保護蓋仕様書によるものとする。
- ④ 汚水枵の構造はφ200mmとし、立上りの管材は取付管と同種とし、底部は下水道用塩化ビニル製ます（J S W A S K - 7）か硬質塩化ビニル製リサイクル三層公共ます（Ⅱ類認定品）とする。また、立上り部に保護マットを施すものとする。

4 優良宅地認定制度について

4-1 優良宅地認定とは

良好な宅地の円滑な供給を図る観点から租税特別措置法において、優良な宅地造成について、土地譲渡益重課の適用除外または特定長期譲渡所得税の適用の対象となる土地等の譲渡を定めました。優良な宅地造成の認定は市長が認定し、宅地造成の基準については、開発許可の技術基準に準じています。

4-2 優良宅地認定事務のフロー

	申請者	書類	市
小規模優良宅地 (1,000 m ² 未満)	工事完了 ←	認定申請書（申請）正副各1部	→ 審査・認定
		認定書・申請書副本（交付）	↓
大規模優良宅地 (1,000 m ² 以上)	工事計画 ←	事前協議書 [※]	→ 審査 [※]
		開発事業等施行同意書 [※]	↓
		認定申請書（申請）正副各1部	→ 審査
		認定書・申請書副本（交付）	↓
	工事着手 ↓ 工事完了	工事完了届 [※]	→ 検査 [※]
		検査済証 [※]	↓
←	認定申請書（申請）	→ 審査・認定	
	証明書（交付）	↓	

※印…『鯖江市開発事業等に関する指導要綱』による。

※小規模優良宅地の場合においても、工事着手前に事前協議願います。

4-3 優良宅地認定基準

1 宅地の用途に関する事項

宅地・工場・流通業務施設・事務所・研究施設・厚生施設の用途およびこれらに関連した公共施設または公益的施設の整備。

2 宅地としての安全性および宅地に必要な施設

(1) 大規模優良宅地の認定（1,000 m²以上の宅地造成）

都市計画法第33条第1項第2号から第14号までに規定する開発許可の技術的基準に適合

するように設計が定められていること。

・技術的基準の概要

- ① 道路・公園・広場等の公共空地の確保
- ② 給排水施設の整備
- ③ 公共施設・公益的施設および予定建築物の用途配分
- ④ 地盤の改良・擁壁の設置等の安全上の措置
- ⑤ 災害危険区域等の除外
- ⑥ 樹木の保存・表土保存等の環境保全の措置
- ⑦ 緩衝帯の設置等の環境保全の措置
- ⑧ 道路・鉄道等による輸送の便

(2) 小規模優良宅地の認定（1,000 m²未満の宅地造成）

県認定の場合における開発許可の技術的基準に準じて定められた次に示す基準の概要に適合すること。

・技術的基準の概要

- ① 災害危険区域等の除外
- ② 地盤の改良・擁壁の設置等の安全上の措置
- ③ 給排水施設の整備
- ④ 6メートル（通行上支障がない場合は4メートル）以上の幅員の道路の配置
- ⑤ 原則として、「鯖江市開発事業等に関する指導要綱」に基づいて造成された宅地、または隣接の公共施設が「開発事業等に関する技術基準」を満たしていること。

優良宅地認定申請書の添付すべき図書

	図書の名称	様式および縮尺	明示すべき事項等	摘要
1	優良宅地認定申請書	様式第1号		
2	申請者の宅地建物取引業法による資格の写し			宅地建物取引業の免許証の写し
3	設計説明書	様式第2号		
4	宅地造成区域位置図	1/10,000以上	申請位置がわかる図面	
5	宅地造成区域区域図	1/2,500以上	申請区域および申請地周辺の現況がわかる図面	
6	現況図	1/2,500以上	方位、地形、造成区域の境界ならびに造成区域内および造成区域周辺の公共施設等	等高線は2mの標高差を示す
7	土地利用計画図	1/500以上	方位、造成区域の境界、公共施設の位置および形状・予定建築物用途および敷地の形状	市認定の場合は不要
8	宅地造成計画平面図	1/500以上	方位、地形造成区域の境界、切土または盛土をする土地の部分、がけまたは擁壁の位置ならびに道路の位置、形状、幅員、勾配	市認定の場合は宅地造成断面図
9	宅地造成計画断面図	1/100以上	切土または盛土をした前後の地盤面	市認定の場合は宅地造成断面図
10	排水施設計画平面図	1/500以上	排水区域境界ならびに排水施設の位置、種類、材料、形状、寸法、勾配、水の流れの方向、吐き口の位置および流先の名称	市認定の場合は排水施設平面図
11	給水施設計画平面図	1/500以上	給水施設の位置、形状、寸法ならびに取水方法ならびに消火栓の位置等	
12	道路・水路計画縦断			
13	がけの断面図	1/50以上	がけの高さ、勾配、土質、切土または盛土をする地盤面ならびにがけ面の保護の方法等	切土をした土地の部分に生じる高さが2mをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mをこえるがけ、または、切土、盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけについて作成すること
14	構造図	1/50以上	各施設詳細図（側溝、擁壁、道路構造、上下水道施設、消防施設等）	
15	公図の写し			
16	土地の登記簿謄本			
17	その他必要な図書		市認定は造成前・後の写真	

※申請書の提出部数は正副各1部

様式第 1 号

優良宅地認定申請書																						
年 月 日																						
<p>鯖江市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称および代表者の氏名 〕</p> <p>優良宅地の認定を受けたいので、鯖江市優良宅地および優良住宅の認定事務に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。</p>																						
租 税 特 別 措 置 法 に よ る 認 定 の 根 拠	第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、第 7 号イ 第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ 第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ 第 63 条第 3 項第 5 号イ、第 7 号イ																					
造 成 宅 地 の 概 要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 85%;">宅地造成区域に含まれる地域の名称</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>宅地造成区域を含む都市計画区域の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>宅 地 造 成 区 域 の 面 積</td> <td style="text-align: right;">m²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>造成しようとする宅地の用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>工 事 着 手 予 定 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>工 事 完 了 予 定 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>そ の 他 必 要 な 事 項</td> <td></td> </tr> </table>	1	宅地造成区域に含まれる地域の名称		2	宅地造成区域を含む都市計画区域の名称		3	宅 地 造 成 区 域 の 面 積	m ²	4	造成しようとする宅地の用途		5	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	6	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	7	そ の 他 必 要 な 事 項	
1	宅地造成区域に含まれる地域の名称																					
2	宅地造成区域を含む都市計画区域の名称																					
3	宅 地 造 成 区 域 の 面 積	m ²																				
4	造成しようとする宅地の用途																					
5	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日																				
6	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日																				
7	そ の 他 必 要 な 事 項																					
※ 受付欄	※ 備 考																					
※ 認定番号	年 月 日 第 号																					

- 備考 1 ※印のある欄には、記載しないでください。
- 2 申請者の氏名については、記名押印または自筆による署名のいずれかの方法により記載することができます。
- 3 「租税特別措置法による認定の根拠」の欄中申請に係る優良宅地の認定の根拠となる規定以外の規定は、抹消してください。
 なお、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハまたは第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハに基づく申請でない場合には、「宅地造成区域を含む都市計画区域の名称」の欄については、記載しないでください。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、宅地の造成を行うことについて宅地造成等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載してください。

様式第2号(第2条関係)

設 計 説 明 書

宅地造成区域の名称		宅地造成区域の面積					ha	
設 計 の 方 針								
土地の現況	区 分	宅地	農地	山林	その他	小計	公共用地	計
	面 積							
	割 合							
土地の利用計画	区 分	宅地		公共施設用地		その他の用地		計
	面 積							
	割 合							

公共施設の整備計画	区 分	幅員	延長	面積	割合	管理者となるべき者	土地の帰属	備 考
	道路施設							
公園緑地施設	箇所							
給水施設	m							
排水施設	m							
汚水施設	m ²							
その他の施設	m ²							

備考 「設計の方針」の欄には、土質の種別、事業の目的(宅地分譲・建売住宅付分譲)等についても記載してください。

5 雨水流出抑制について

5-1 背景

最近の都市化の進展にともなう市街地の拡大により、農地や雑木林などが、店舗や、住宅地、アスファルトの道路に変わり、流域が従来から有していた保水、遊水機能が低下しています。

また、近年、降雨の範囲が非常に局所的で各所に甚大な被害を及ぼしている「集中豪雨」も増加しており、その対策が緊急かつ重大な課題となっています。

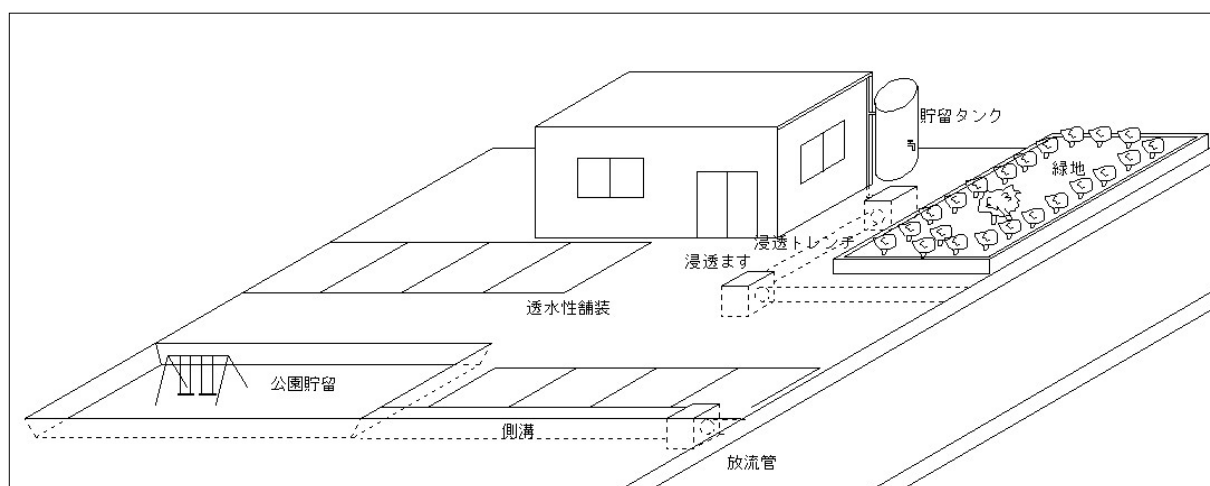
行政はこのような水害を防止するため、河川改修（川の幅を広げる等）や調整池の整備を進めています。さらに、雨水を地中に浸透させたり、一時的に貯留したりすることによって、降雨時に大量の雨水が河川等に流出するのを抑制することが必要です。

本市では、総合的な治水対策の一環として、雨水の流出を抑制する施設を設置することにより、河川への雨水流出を抑制し、都市型水害の軽減を図り、地下水その他自然環境の保全及び回復に努めております。

しかし、公共施設の占める割合は限られており、その効果をあげるためには市民・事業者との協働により雨水流出量の抑制を図る必要があります。

つきましては、安全で安心な地域づくりのため、より一層の雨水流出抑制に取り組みますので、ご理解をお願いいたします。

5-2 雨水流出抑制施設のイメージ

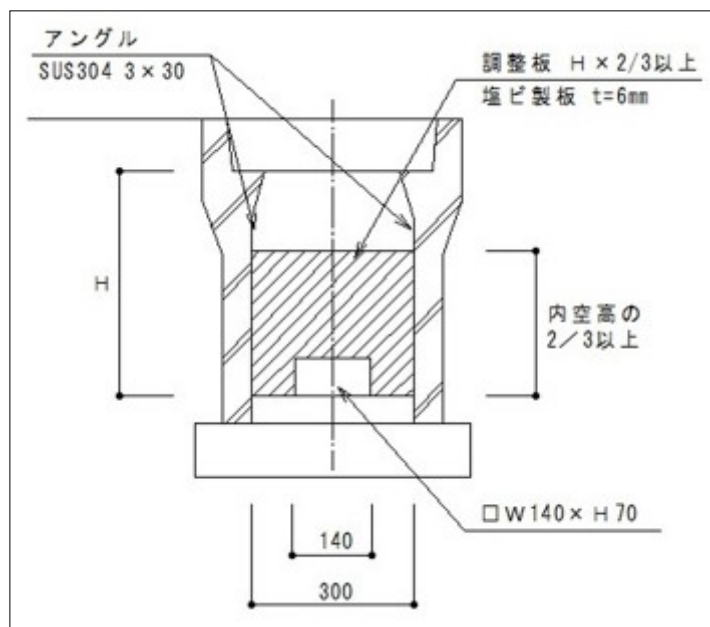


5-3 雨水流出抑制施設の種類

- (1) 浸透施設（雨水を地下に浸透させる施設）
例）浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装、緑地
- (2) 貯留施設（雨水を一時的に貯留する施設）
例）駐車場貯留、地下貯留、貯留タンク

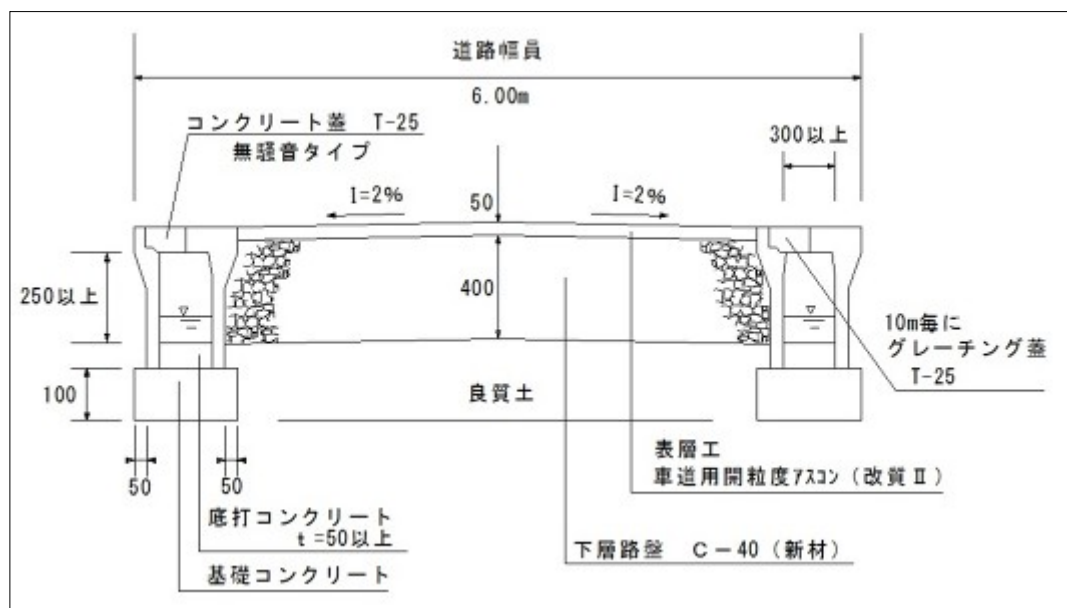
5-4 公共施設の雨水流出抑制構造

- (1) 開発事業等に伴い設置する公共施設の雨水排水路の流末を、下図のとおり流出抑制構造とする。(指定)



- ※開口について、雨水排水面積 0.15ha 未満 → □W140×H70
 雨水排水面積 0.25ha 未満 → □W140×H100

- (2) 開発事業等に伴い設置する公共施設の道路の舗装は、下図のとおり透水性舗装にご協力ください。(任意)

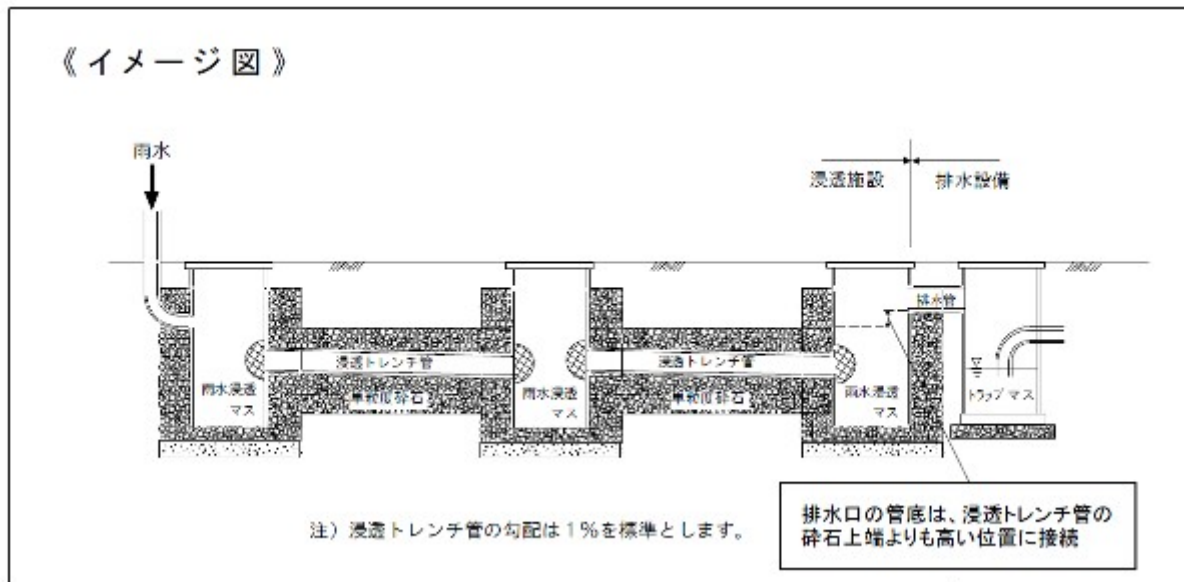


※以上の構造でも排水計算の流出係数、または流出量の軽減値を採用しないでください。

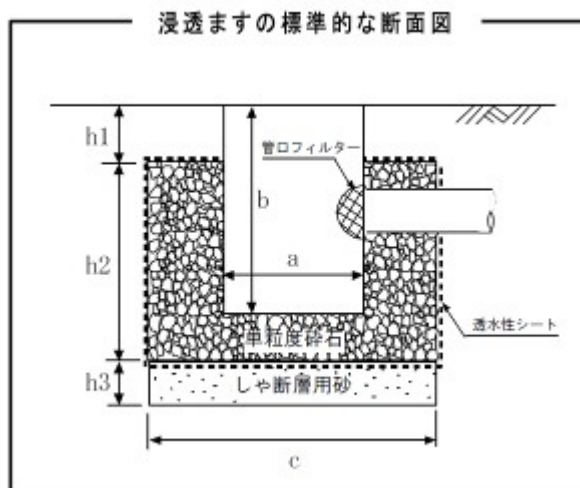
5-5 公共施設以外の雨水流出抑制構造

自己開発地または住宅地内においても、次のとおり雨水流出抑制の対策にご協力ください。

□(1) 浸透施設



□① 浸透ます



〔注意点〕

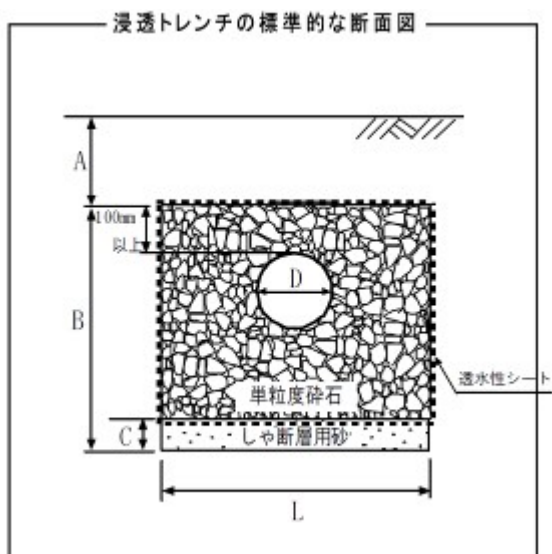
- ・原則として、蓋は穴なしタイプを使用してください。
- ・雨トイを直接接続する浸透ます等には、浸透トレンチ管の管口に管口フィルターを使用してください。(ますからトレンチ管へのごみの流入を防止するための装置で金網等のもの)
- ・浸透ます間の距離は、接続する浸透トレンチ管の径の120倍を超えない範囲内に設置してください。(150mmの場合18m、200mmの場合24m以内)

寸法表 (例)

(単位 mm)

ますの径 a	ますの高さ b	h1	h2	h3	基礎の大きさ c
350	600	100	630	35	700
500	800	100	880	50	1000

□② 浸透トレンチ



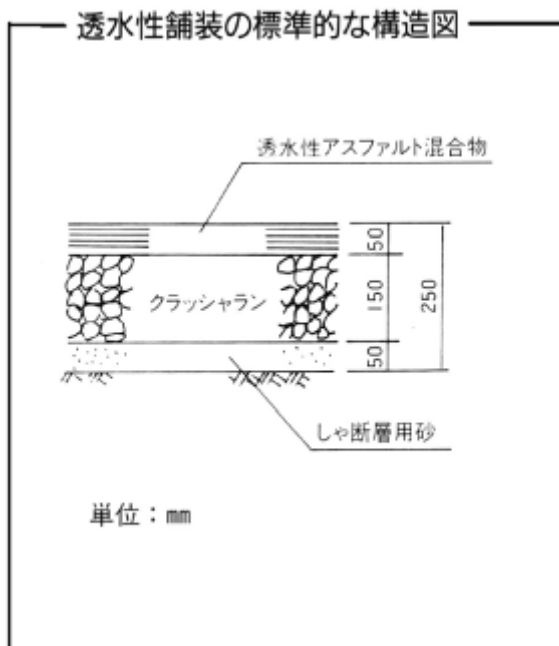
〔注意点〕
 ・浸透トレンチ管の勾配は1 % を標準とします。

寸法表 (例)

(単位 mm)

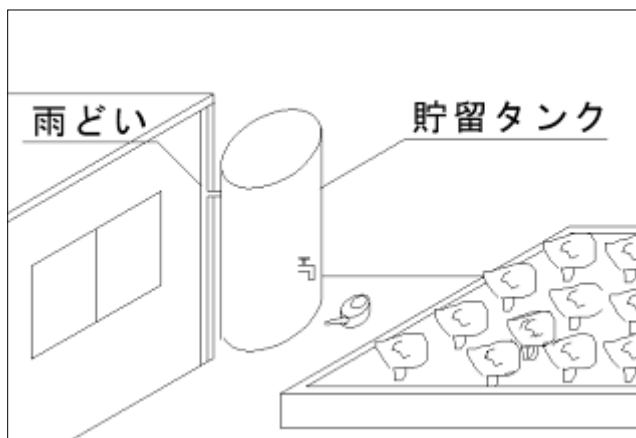
トレンチの幅 L	トレンチの高さ B	砂層の高さ C	土被り A	管径 D
400	450	30	150 以上	150
550	600	40		200
750	750	50		200

□③ 透水性舗装



□(2) 貯留施設

公園や駐車場などの空地または、貯留タンクなどに雨水を一時的に貯留する施設。



5-6 雨水流出抑制量

土地利用状況および浸透施設毎の浸透能力を参考に、雨水流出抑制量が開発面積 1 m²あたり 0.05 m³以上となるよう計画してください。

緑地も雨水流出抑制効果があるので、できるだけ多く計画してください。

土地利用状況別浸透能力

土地利用状況		浸透能力	
畑地		0.13	(m ³ /m ²)
緑地	林地	0.06	
	芝地・植栽	0.05	
	草地	0.02	

透水性舗装の貯留能力

貯留施設名	貯留能力	
透水性舗装	0.05	(m ³ /m ²)

浸透施設の浸透能力

浸透施設名	形状等	浸透能力	
浸透ます	φ 350mm 底面 0.70m	0.34	(m ³ /個)
	φ 500mm 底面 1.00m	0.70	
浸透トレンチ	0.40m×0.45m	0.24	(m ³ /m)
	0.55m×0.60m	0.44	
	0.75m×0.75m	0.70	
浸透側溝		0.10	(m ³ /m)

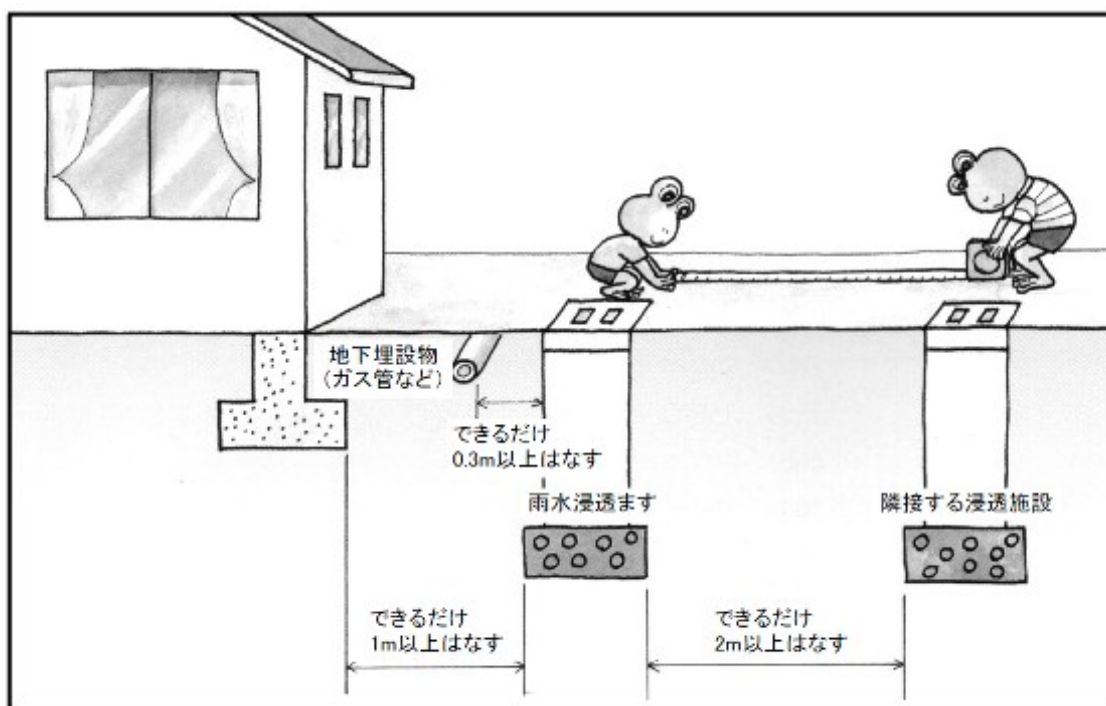
5-7 浸透施設の設置を行わない区域

雨水の浸透によって、地すべりやがけ崩れの恐れがある以下の場所。

- ① 急傾斜地周辺地域
- ② 擁壁上部、下部の区域
- ③ 工場跡地、廃棄物の埋立地等で土壤汚染が予想される区域
- ④ 隣接宅地の地盤が低く、浸透雨水による影響が及ぶ恐れのある区域

5-8 雨水浸透施設の設置位置

浸透施設は、建物や埋設物などに浸透水の影響を与えないように、できるだけ離して設置してください。また、設置にあたっては、下図を参考としてください。



6 その他

6-1 公共施設を鯖江市に帰属するために必要な書類等について

開発指導要綱に基づき設置された公共施設を本市に帰属するために必要な書類等は、次のものとする。

- ① 寄付採納書
- ② 市道認定要望書（区長同意書添付）
- ③ 公園台帳、図面、登記事項証明書（電子データ含む）
- ④ その他市長が必要と認める図書

6-2 開発事業等にかかる埋蔵文化財の取扱い

開発事業等と埋蔵文化財の保護に関するトラブルの多くは、開発許可申請中に遺跡の存在が分かったことが原因となっております。すでに工事着工の準備が整っているのに、工事にかかれず開発に大きな支障をきたすという例が見られます。

開発事業等を計画される場合、まず、その土地が遺跡にかかるかどうか事前に教育委員会文化課に調査依頼をしてください。

6-3 用途地域内および用途地域外での開発事業について

開発事業等は、優良農地を保全する意味からも、また、効率的な市街地の形成を図るためにも、極力、用途地域内で行って下さい。また、用途地域内においても用途に適合した開発に努めて下さい。（住宅地の供給のための開発は住居系用途内）

年 月 日

鯖江市長 殿

住 所
氏 名

印

寄付採納について

今般、下記の表示物件を寄付いたしたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 物件の所在 所在・地目・地積（別紙―①のとおり）

- 2 用 途 公衆道路
その他（ ）

- 3 付 帯 設 備 別紙―②のとおり

- 4 添 付 書 類 位置図・地積図・印鑑証明
寄付証明（または登記承諾書）

- 5 そ の 他

市道認定要望書

下記の道路について、市道路線として認定くださるべく、関係図書を添えて要望いたします。

年 月 日

鯖江市長 殿

代表者 住 所
氏 名
TEL 印

起点	鯖江市 町 字 番 号 地先				延長	
終点	鯖江市 町 字 番 号 地先					m
道路 の 状 況	路面状況	幅員	延長	占用・工作物	敷地権利者	
	舗装道	m	m		国有地	
	コンクリート	m	m		市有地	
	砂 砂 利	m	m		民有地	
	その他 ()	m	m			
【要望理由】						

既申請有無	有 無 (年 月頃)	農林政策課 協議欄 (農道の場合のみ)	年 月 日協議			印

- 1 幅員構成は、起点から順次天幅による幅員ごとに、その延長を記入する。
- 2 占用、工作物欄には、橋梁の有無（木橋、永久橋、2 m以上のもの）、電柱等の占用物件の本数、側溝の延長を記入する。
- 3 添付図面（位置図・平面図・地積図）
- 4 その他占用物件がある場合（平面図・横断図・縦断図・構造図・詳細図）

承 諾 書

今般、別添図面に記載してある道路を鯖江市道認定路線として要望することについて、何等異議がないので同意いたします。

年 月 日

鯖江市長 殿

町区長

印
